

新電元グループ グリーン調達基準書

第 11.0 版

2014 年 10 月

新電元工業株式会社

変更履歴

版数	改訂日	主な改訂内容
9	2008年10月	<ul style="list-style-type: none">・新電元環境管理物質リストの含有禁止物質に「PFOS およびその類縁化合物」を追加し、ホルムアルデヒドを削除。・新電元環境管理物質リストの（3）リサイクル物質の項目を削除・IV. 4-2 環境負荷物質の使用状況から、製品に含有する環境負荷物質に関する調査を削除。・VI. 製品含有化学物質管理体制の調査の項を追加。
10.0	2010年12月	<ul style="list-style-type: none">・「Ⅲ. 定義」を追加し、使用する用語の意味を明確化。・管理対象とする化学物質（環境負荷物質という）の見直し。・「環境管理体制調査票」を付表扱いに変更。
11.0	2014年10月	<ul style="list-style-type: none">・オゾン層破壊物質を使用禁止（工程使用禁止）に指定。

I. 目的

地球環境問題が深刻化してきている現在、環境負荷をいかに減らすことができるかが将来にわたって持続可能な社会を実現する上で必須条件となってきています。

新電元グループ各社は、「環境保全に考慮した製品づくり」を念頭にいれながら製品に使用される材料や部品が、環境保全に対応した製品であるかどうかを見極めた上で、環境に配慮したものを優先的に購入させていただき“グリーン調達”に積極的に取り組んでいきます。

本基準書は、新電元グループのグリーン調達を推進する基本的な考え方を示しており、具体的な基準と運用について定めています。

新電元グループ各社は、貴社と協力して「環境保全に考慮した製品づくり」を進めていくため、本基準に適合したお取引先様との優先的な取引や製品の優先的な購入を推進していきます。

II. 適用範囲

新電元製品を製造するために調達する原材料、部品、製品、包装梱包材及びこれらと共に納入されるものに適用します。

III. 定義

本基準書並びに当社よりお送りする資料及び様式類で使用する用語の定義につきましては、以下を参考にして下さい。(ただし各資料に別途定めのある場合には、そちらを優先とします)

1) 新電元グループ

新電元グループとは、以下の12社で構成されます。

新電元工業(株)、(株)秋田新電元、(株)東根新電元、(株)岡部新電元、新電元スリーイー(株)、新電元メカトロニクス(株)、新電元熊本テクノロジーサーチ(株)、(株)新電元ロジステック、Lumphun Shindengen Co., Ltd.、Shindengen Philippines Corp.、広州新電元電器有限公司、Shindengen (Thailand) Co., Ltd.

2) 物質 (サブスタンス)

元素単体及び化合物であって、天然に存在し、又は生産工程から得られるものをいい、これらの安定性を維持するために必要な添加剤や、使用するプロセスから生じる不純物を含みます。ただし物質の安定性には影響を及ぼさず、又はその組成を変えずに分離することが出来る溶剤は除きます。

3) 混合物 (ミクスチャー)

2つ又はそれ以上の物質からなるものをいい、個体・液体・気体の状態を問いません。

4) 成形品 (アーティクル)

生産時に与えられる特定の形状、表面又はデザインが、その化学組成よりも大きな程度に機能を決定する物体をいいます。原則として梱包材は成形品とみなします。

5) 化学物質

物質と混合物を総称したものをいいます。

6) 環境負荷物質

化学物質のうち、人の健康や環境に対して著しい有害影響を及ぼす特性を持つことが科学的根拠をもって示されているか又は広く懸念されているものであって、その化学物質の適切な管理や含有情報の管理・伝達が、国内・国外の法律や業界基準で求められるものをいい、新電元グループが指定するものをいいます。(「環境負荷物質一覧」を参照下さい)

7) 部材

新電元製品を製造するために調達する原材料、部品、製品、包装梱包材及びこれらと共に納入されるものをいいます。

8) 含有禁止

含有禁止とは、意図的であるか否かを問わず、部材の構成成分とすることを禁止することを言い、添加、充填、混入又は付着をいいます(化学反応による生成や意図せずに混入又は付着する汚染(コンタミ)も含みます)。ただし、しきい値の定めがある化学物質につきましては、しきい値以下の含有濃度であれば含有とは見なしますが、その含有物質の適切な管理に十分な情報(物質名、含有濃度及び使用用途等)の提供が必要です。

9) 意図的使用

意図的使用とは、特定の特徴、外観又は質を提供するために継続的な含有を意図して部材に使用することをいいます。

10) 不純物

天然素材中に含有され工業材料としての精製過程で技術的に除去しきれない物質、又は、合成反応の過程で生じ技術的に除去しきれない物質をいいます。なお不純物と呼ばれる物質を部材の特性を変える目的で使用する場合は、意図的使用として取り扱います。

11) 含有濃度

含有濃度とは、均質材料における対象物質の重量百分率 (wt%) をいいます (重量比 ppm は単独表記とせず併記とする (1,000ppm = 0.1wt%))。ここでいう均質材料とは、全体的に一様な組成であって、かつ、異なる材質まで機械的に分解可能な最小単位とします。

12) 製品含有禁止物質

弊社が指定する環境負荷物質のうち、部材への含有を禁止する物質をいいます。しきい値の定めがある禁止物質につきましては、しきい値以下の含有濃度であれば含有とは見なしません、少なくともその禁止物質の物質名、CAS 番号、含有量、含有部位及び使用用途等の情報提供が必要となります。

13) 製品含有抑制物質

弊社が指定する環境負荷物質のうち、部材への含有を禁止するものではありませんが、将来的な展望に立ち部材への含有量削減を考慮すべきと判断する物質をいいます。部材が製品含有抑制物質を含有する場合は、その物質名、CAS 番号、含有量、含有部位及び使用用途等に関する情報の提供が必要となります。

14) 管理物質

弊社が指定する環境負荷物質のうち、部材への含有状況 (使用部位及び含有濃度等) を適正に把握する必要があると判断する物質をいいます。部材が管理物質を含有する場合は、その物質名、CAS 番号、含有量、含有部位及び使用用途等に関する情報の提供が必要となります。

15) 適用除外項目

製品含有禁止物質にあっても代替技術が確立されていない等により、その適用が除外される項目をいいます。ただし科学技術の進歩等により適宜見直しが実施されますのでご注意ください。

16) 製品含有化学物質情報

部材に含有する化学物質情報に関して記載されたものを言い、MSDS、MSDSplus*、AIS*、製品構成物質データシート (成分表)、製品含有禁止物質不使用保証書 (以下、不使用保証書)、製品含有抑制物質含有有無保証書 (以下、含有有無保証書)、各種分析データ等を指します。

*:JAMP (アーティクルマネジメント推進協議会)が提唱する含有化学物質情報の伝達ツール。
詳しくは <http://www.jamp-info.com/> を参照下さい。

17) オゾン層破壊物質の使用禁止

部材に残留する・しないに係わらず、部材を製造する工程でオゾン層破壊物質の使用を禁止しています。(オゾン層破壊物質の例示物質につきましては、「環境負荷物質一覧」の製品含有禁止物質に記載があり、こちらを適用しますので参照下さい)

IV. 運用

グリーン調達の実施にあたり新電元グループ各社は、部材に含有する化学物質の適切な管理を目的として、お取引先様には JGPSSI (グリーン調達調査共通化協議会) と JAMP (アーティクルマネジメント推進協議会) が発行する「製品含有化学物質管理ガイドライン」に基づいた化学物質の管理をお願いしています。「製品含有化学物質管理ガイドライン」につきましては、JGPSSI 又は JAMP のホームページを参照して下さい。(このガイドラインは、JGPSSI と JAMP のそれぞれから発行されていますが、両者は表紙が異なるだけで内容については同一のものです。)

また新電元グループ各社は、購入する部材を製造・販売するお取引先様の「環境管理体制調査」を実施することがあります。

- 1) 別途お送りする「環境管理体制調査」の調査票に基づいて自己チェックをしていただき、結果を新電元グループから要求のあった各社に提出していただきます。自己チェック結果は、新電元グループにおける部材の採用等に関する情報として活用致します。
- 2) お取引先様の環境負荷物質の管理体制を確認させていただき目的で、監査を実施させていただく場合があります。
- 3) 調査結果あるいは監査結果により、改善をお願いすることがあります。
- 4) ご提出いただいた資料等につきましては、新電元グループ内のみで使用し、外部には公表いたしません。ただし、官公庁、それに準ずる機関又は特定の顧客より、問合せや資料の提出を要

請された場合、ご提出頂いたこれら資料類の内容開示を行う場合がありますので予めご了承下さい。

V. 環境管理体制調査

環境保全活動の実施体制について、下記の項目を確認致します。

1. 事業形態

- ① 部材を販売している。
- ② 部材を製造している。
- ③ 部材の供給を受け、組立工程を請負っている。
- ④ 表面処理(メッキ、塗装)等の加工工程の一部を請け負っている。

2. 環境マネジメントシステム

環境マネジメントシステム構築においては、下記のいずれかに該当すること。

- ① ISO14001 または同等の規格の認証を取得している。
- ② ISO14001 または同等の規格の認証取得を目指して具体的な活動を実施している。
- ③ 行政機関が策定する簡易な環境マネジメントシステムに参加している。または、参加の予定がある。

例：環境省策定 環境活動評価プログラム エコアクション 21
 京都府策定 京都・環境マネジメント・スタンダード (KES)
 埼玉県策定 彩の国エコアップ宣言

- ④ 上記以外の環境マネジメントシステムを構築しているか、又は構築予定がある場合には、環境マネジメントシステムに下記の全ての要求事項が含まれていること。
 - ・ 環境保全活動に関する理念がある。
 - ・ 環境方針を定めている。
 - ・ 環境担当役員を定めている。
 - ・ 環境管理組織がある。
 - ・ 環境影響を評価する仕組みがある。
 - ・ 環境関連の法令などを遵守する仕組みがある。
 - ・ 環境保全活動計画を作成し、実行している。
 - ・ 緊急事態への対応手順を定めている。
 - ・ 従業員に環境保全に関する教育を実施している。
 - ・ 環境管理に関する内部監査の仕組みがある。

3. 環境配慮事項

環境保全活動の実施内容について、下記の項目を確認致します。

3-1 共通事項

- ・ 二酸化炭素の排出量を管理する仕組みがある。(省エネルギーに取り組む仕組みがある。)
- ・ 廃棄物削減に取り組む仕組みがある。
- ・ 省資源に取り組む仕組みがある。
- ・ 梱包材の使用量削減やリサイクル・廃棄に配慮した包装梱包材使用に取り組んでいる。
- ・ 製品輸送時の環境配慮(省エネルギー、省資源及び排気ガス抑制等)に取り組んでいる。

3-2 原材料・部品を製造している場合

- ・ 製品使用時の省エネルギー化に取り組んでいる。
- ・ 製品の小型化、省資源化に取り組んでいる。
- ・ 使用済み製品の回収やリサイクルの仕組みがある。
- ・ 製品アセスメントを実施する仕組みがある。
- ・ 原材料等のグリーン調達に取り組んでいる。

4. 環境負荷物質管理

環境負荷物質の管理について、下記事項を確認致します。

4-1 環境負荷物質の取扱い

環境負荷物質を含有する製品の製造を行っているか、または工程内で環境負荷物質を含有する原材料を使用しているか否かを確認する。環境負荷物質を使用している場合には、4-2 以降も確認する。

4-2 環境負荷物質の管理

環境負荷物質管理について、下記の項目を確認する。

- ・ EU の WEEE 指令、RoHS 指令、ELV 指令、REACH 規則及び国内法等の規制を理解し、製品が含有する環境負荷物質を管理する仕組みがある。
- *環境負荷物質については、「環境負荷物質一覧」（取引先様用）を参照して下さい。

VI. 製品含有化学物質の調査

1. 調査の目的

お取引先様に納入していただいている部材を構成する製品含有化学物質の適正管理、及び、関連する法令・規制等の順守を目的として、製品含有化学物質の調査を実施させていただきます。その際、サプライチェーンを通じてお取引先様の原材料メーカーが提供する情報が必要となる場合があります。

2. 調査の方法

弊社が送付する指定の様式でお願い致します。（製品構成物質データシート（成分表）、AIS 等）
なお、各種法令・規制等の変化に対応するため、追加で調査をさせていただく場合があります。

3. 製品含有化学物質情報の提出のお願い

上記調査でご提出いただいた製品含有化学物質のデータについて、その内容を確認させていただき目的で、下記保証書類及び各種分析データの提出をお願いすることがあります。

3-1 不使用保証書及び含有有無保証書

弊社の指定する製品含有禁止物質が部材に含有されていないことを保証していただくため、指定様式の不使用保証書及び含有有無保証書の提出をお願いします。なお、弊社がお取引をさせていただいているお客様の要求を満たす目的で、別様式の不使用保証書への対応を別途お願いする場合があります。

3-2 各種分析データの提出

弊社のお客様からの要求を満たす等の目的で、各種分析データの提出をお願いする場合があります。その際、分析データを必要とする対象物質や分析方法、回答様式等については弊社より事前に指定させていただく場合があります。（例：鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、ポリ臭化ビフェニル、ポリ臭化ジフェニルエーテルについては国際規格 IEC 62321 による分析方法 等）。

4. 調査結果の取扱い

弊社が指定する環境負荷物質の含有が疑われる、もしくは含有することが判明した場合、より詳細な調査や代替品への変更をお願いすることがありますのでご協力をお願い致します。

VII. 環境品質監査

1. 実施基準

各種弊社調査の結果によりましては、お取引先様の製品含有化学物質管理体制に関する環境品質監査を実施させていただく場合があります。実施に当たりましては、弊社が定める基準に従って行います。なお、環境品質監査の実施につきましては、事前にお取引先様に通知致します。

2. 監査結果の取扱い

環境品質監査の結果、弊社の定める基準に達していない項目につきましては、改善をお願い致します。

注)
こちらに収載しておりました「環境管理体制調査票」は、第 10.0 版より本基準書の付表へ変更になりました。調査をさせていただく場合は、弊社担当より別途調査票をお送りさせていただきます。

作成：新電元工業株式会社
環境管理部

住 所 埼玉県飯能市南町 10 番 13 号

電 話 042-971-1118

Email environment@shindengen.co.jp

※本基準書に関するお問合せは上記までお願い致します。それ以外のお問合せに関しましては、弊社各担当の窓口までお問合せ下さい。